入　札　条　件

本工事は、最低制限価格を設定しています。
最低制限価格（税抜）は、次のように設定する。

予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、アからエまでに掲げる額の合計額とする。ただし、10分の７に満たない場合にあっては、10分の７とする。

ア　直接工事費の額
イ　共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額
ウ　現場管理費の額に10分の８を乗じて得た額
エ　一般管理費の額に10分の７を乗じて得た額

※最低制限価格（税抜）の算定において、１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。